令和5年12月6日

令和6年の提出締切日一覧

西武健康保険組合

※書類はまとめて提出せず、随時ご提出いただけるようお願いします。

	保険料計算		現金給付・検診関係書類		
	提出締切日	対象月	提出締切日	【傷病手当金のみ】	給付日
1月	1月4日	R5. 12月分	1月31日	**1月26日**	2月21日
2月	2月2日	R6. 1月分	2月29日	**2月26日**	3月22日
3月	3月4日	R6. 2月分	3月29日	**3月26日**	4月24日
4月	4月4日	R6. 3月分	4月25日	**4月22日**	5月23日
5月	5月2日	R6. 4月分	5月31日	**5月28日**	6月24日
6月	6月4日	R6. 5月分	6月28日	**6月25日**	7月24日
7月	7月4日	R6. 6月分	7月31日	**7月26日**	8月22日
8月	8月2日	R6. 7月分	8月30日	**8月27日**	9月24日
9月	9月4日	R6. 8月分	9月30日	**9月25日**	10月24日
10月	10月4日	R6. 9月分	10月31日	**10月28日**	11月22日
11月	11月1日	R6. 10月分	11月29日	**11月26日**	12月24日
12月	12月4日	R6. 11月分	12月25日	**12月20日**	（令和7年）1月23日

◎保険料計算

保険料計算に関する書類には、次のようなものがあります。

＊資格取得届・資格喪失届
＊報酬月額変更届・報酬月額訂正届・賞与支払届
＊変更・訂正・取消届（生年月日・取得日・喪失日の訂正・取消について）
＊産前産後休業保険料免除申出書・育児休業等保険料免除申出書

> **保険料計算は、毎月5日（土休日のときは翌営業日）に行います。**
> **資格取得日や資格喪失日等が月末頃などの理由で、締切日までに提出できない場合は、事前にご相談ください。**
> （なお、資格取得届・資格喪失届は法令上、「採用した日・退職した日から5日以内」に提出することになっています。）

◎現金給付・検診関係書類

＊療養費請求書　（本人・家族）
＊傷病手当金・同付加金請求書
＊埋葬料（費）請求書　（本人・家族）
＊出産育児一時金請求書　（本人・家族）
＊出産育児一時金内払金支払依頼書・差額請求書　（本人・家族）
＊出産手当金請求書
＊契約外病院補助金支給申請書
＊検診費用補助金請求書　など